

枚方市条例第 14 号

市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例（平成9年枚方市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 室料差額の項中

「

特 別 室	1	日	15,000円 (20,000円)
個 室 A	1	日	10,000円 (13,000円)
個 室 B	1	日	7,500円 (10,000円)
緩和ケア特別室	1	日	15,000円 (20,000円)
緩和ケア個室A	1	日	10,000円 (13,000円)
緩和ケア個室B	1	日	7,500円 (10,000円)

を

」

「

特 別 室	1	日	10,000円 (13,000円)
個 室 A	1	日	8,500円 (11,000円)
個 室 B	1	日	7,500円 (10,000円)
緩和ケア特別室	1	日	12,000円 (15,000円)
緩和ケア個室A	1	日	8,500円 (11,000円)

に改める。

」

附 則 [令和5年3月7日公布]

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の入院に係る使用料について適用し、同日前の入院に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日から引き続いて同一の病室に入院をしている場合において、当該病室に係る改正後の別表第1に規定する室料差額の額が当該病室に係る改正前の別表第1に規定する室料差額の額（以下「旧金額」という。）を超えるときの当該入院

に係る使用料（当該病室に係る使用料に限る。）の額は、旧金額を用いて算定するものとする。